

**新潟県病院局管理規程第7号**

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月1日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後		改 正 前							
<p><b>附 則</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 職員が新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p><u>(応援診療手当の特例)</u></p> <p>8 職員が、<u>一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第9条第1項に規定する正規の勤務時間中に市町村が施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定する施設をいう。）以外で実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務に従事したときは、第6条及び特殊勤務手当に関する規則（平成12年人事委員会規則第6-224号）第40条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として応援診療手当を支給する。</u></p> <p>9 <u>前項の手当の額は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医 師</td> <td>業務に従事した日1日につき 35,000円（3時間に満たない場合にあっては、13,000円）</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>業務に従事した日1日につき8,000円（3時間に満たない場合にあっては、3,000円）</td> </tr> </tbody> </table>		職員の区分	手当の額	医 師	業務に従事した日1日につき 35,000円（3時間に満たない場合にあっては、13,000円）	看護師	業務に従事した日1日につき8,000円（3時間に満たない場合にあっては、3,000円）	<p><b>附 則</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 職員が新型コロナウイルス感染症（<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>7 (略)</p>	
職員の区分	手当の額								
医 師	業務に従事した日1日につき 35,000円（3時間に満たない場合にあっては、13,000円）								
看護師	業務に従事した日1日につき8,000円（3時間に満たない場合にあっては、3,000円）								

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。